三　令第十条第十一項第一号又は第二号に掲げる法人が発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
四　令第十条第十一項第五号に掲げるものが債務の保証を行うもののうち当該債務の保証の額
五　令第十条第十一項第五号に掲げるものが発行する債券を担保とするもののうち当該担保の額
六　命令第十四条第四項第九号イ及びハに掲げる勘定（同号ハに掲げる勘定にあっては、先物取引差入証拠金として計上されるものに限る。）並びに自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄八に掲げる取引（現金又は有価証券による担保の提供に限る。）に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額（零を下回る場合に限る。）を零から差し引いた額
七　自己資本比率告示第二条又は第十条の算式においてコア資本に係る調整項目の額とされる額
八　次に掲げる条件の全てを満たす同一人自身の自組合等貯金の額
イ　対象取引（当該同一人自身に対する信用の供与等に該当する取引をいう。以下この号において同じ。）に係る債権と相殺契約下にあること。
ロ　当該同一人自身の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更正手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該対象取引に関連する国において対象取引に係る債権との相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
ハ　自組合等貯金が相殺契約下にある対象取引に係る債権とともにいずれの時点においても特定することができること。
ニ　自組合等貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること。
ホ　対象取引に係る債権と相殺後の自組合等貯金の額が、監視及び管理されていること。

○金融庁・農林水産省告示第十三号

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成二十六年内閣府・農林水産省令第十一号）附則第三条第二項の規定に基づき農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第三号）第七条第三項第三号に掲げるものとし、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　西川　公也

○金融庁・農林水産省告示第十四号

農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第十一項第五号及び第四十二条並びに農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第七十一条の五第二項、第七十二条第二項及び第四項並びに第七十三条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　西川　公也

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　農林中央金庫法施行規則（以下「規則」という。）第七十一条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二　他の法人等（農林中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（令第八条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）
三　農林中央金庫（連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出する場合に限る。以下この号において同じ。）及びその子会社等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第二項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が行う信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額が、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁・農林水産省告示第四号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条第二号の算式における農林中央金庫のＴｉｅｒ１資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）
四　農林中央金庫（連結自己資本比率を算出しない場合に限る。以下この号において同じ。）が行う信用の供与等の額が、自己資本比率告示第十四条第二号の算式における農林中央金庫のＴｉｅｒ１資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）
五　同一人自身（令第七条第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　規則第七十二条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第五十五条第一項の表百の項の中欄七に掲げるオフ・バランス取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条　規則第七十二条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するものを除く。）
二　自己資本比率告示第五十六条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十六条第二項に規定する長期決済期間取引
三　自己資本比率告示第二百二十七条第一項各号に掲げるオフ・バランス取引

（オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が規則第七十二条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第五十五条第一項の表零の項の中欄に掲げるオフ・バランス取引に係る信用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第七条第十一項第五号の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

一　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第三十三条第一項各号の表中零パーセントであるもの
二　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第三十四条及び第三十七条第二項の規定により零パーセントであるもの